平成十二年総理府令第九十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第三項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

環境大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四十四条第四項の証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一六年三月一八日環境省令第三号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二二年四月一日環境省令第七号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した証明書は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

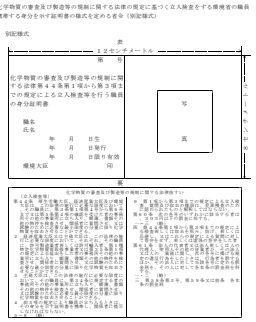

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（別記様式）

別記様式

表

1センチメートル

第　号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第４４条第１項から第３項までの規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

職名
氏名

年　月　日生
年　月　日発行
年　月　日限り有効

環境大臣　　印

写真

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

（立入検査等）

第４４条　環境大臣は、規定審査法令の規定の施行に必要な限度において、第２条第２項に規定する化学物質（以下「化学物質」という。）の製造、輸入、販売、使用、貯蔵、運搬、廃棄（以下「製造等」という。）をする者（以下「製造等をする者」という。）に対し、その製造等をする化学物質の名称、その製造等をする数量、その製造等をする事業所の所在地その他の事項に関し報告を求めることができる。

２　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造等をする者に対し、その製造等をする化学物質の名称、その製造等をする数量、その製造等をする事業所の所在地その他の事項に関し報告を求めることができる。

３　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造等をする者の事業所（事業を行う場所で、化学物質の製造等をするものに限る。）に立入り、その化学物質の製造等をする者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

４　前項の規定による質問は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　第１項の報告の求め、第２項の報告の求めまたは第３項の規定による立入検査または質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

６　第３項の規定による立入検査または質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第４５条　環境大臣は、第３４条第２項、第３５条または第４０条の規定の施行に必要な限度において、化学物質の製造等をする者に対し、その製造等をする化学物質の名称、その製造等をする数量、その製造等をする事業所の所在地その他の事項に関し報告を求めることができる。

２　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造等をする者の事業所（事業を行う場所で、化学物質の製造等をするものに限る。）に立入り、その化学物質の製造等をする者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

３　第４４条第４項から第６項までの規定は、前項の規定による立入検査または質問の権限について準用する。

（報告）

第４６条　環境大臣は、第３３条第２項、第３５条または第４０条の規定の施行に必要な限度において、化学物質の製造等をする者に対し、その製造等をする化学物質の名称、その製造等をする数量、その製造等をする事業所の所在地その他の事項に関し報告を求めることができる。

２　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造等をする者の事業所（事業を行う場所で、化学物質の製造等をするものに限る。）に立入り、その化学物質の製造等をする者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

３　第４４条第４項から第６項までの規定は、前項の規定による立入検査または質問の権限について準用する。

-2-